

地域資料取扱要領

(目的)

この要領は、地域資料の取扱事務を円滑に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

1 地域及び準地域

ここでの地域とは、現行行政区画の三重県の全域をさす。(近世以前においては、伊勢国、伊賀国、志摩国及び紀伊国の一部)

準地域とは、三重県以外で、歴史的、文化的、社会的に密接な関係のある地域をさす。

2 地域資料

当該地域を総合的かつ相対的に把握するための資料群を地域資料と称するものとし、その形態、分野を問わず、地域に関する資料及び地域で発行された資料を地域資料と定義する。

(1) 地域に関する資料(地域の過去・現在を知り、未来を展望できる資料)

ア) 地域を主題とする資料

イ) 地域に関係の深い人物、団体等を主題とする資料

ウ) 地域に在住あるいは地域を活動拠点とする(した)人が著した資料

エ) 地域に関係の深い人物、団体が著した古典作品(現代語訳、注釈等を含む)

オ) 準地域であってもその内容が地域と深く関わる資料

(2) 資料の一部が地域に関するもの

ア) 資料全体の概ね2分の1以上で地域に関するものを含むもの

イ) 2分の1以下でも、独立した章立てで地域に関するものを含むもの

ウ) シリーズもの、逐次刊行物で、地域に関するものを含んだ巻(号)

(3) 地域で発行された資料(地域から情報発信されたもの)

ア) 地域内の行政機関によって発行された資料(地方行政資料)

イ) 地域内の学校、団体、個人等によって発行された資料で、内容が地域に関するもの

(4) 二次資料類(本館において整備したものを含む)

ア) 地域と資料を関連づけるために作成された二次資料類(地域資料としなかった資料群を対象としたものを含む)

3 (原則) 地域資料としないもの

(1) 地域出身であるが2の(1)から(3)に該当しない人物、団体が著した資料

ア) 一般資料としての収集に委ねる

- イ) 二次資料などを収集・作成し、その二次資料を地域資料とする
- ウ) 必要とあれば特別コレクションとする
- (2) 地域内の研究機関、出版社などが発行したものであっても、内容が一般的なもの
- ア) 二次資料などを収集・作成し、その二次資料を地域資料とする

付 則

- 1 この要領は、平成14年4月1日より施行する。
- 2 平成23年4月1日 一部改正
- 3 平成24年4月1日 全部改正